

年金制度における外国人への脱退一時金に関する意見書

我が国の年金制度においては、日本国籍を有しない者が国民年金や厚生年金保険の被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、支給要件を満たせば日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができるとされている。短期滞在の外国人にとっては、保険料がいわゆる掛け捨てになるおそれが高いことから、特別の措置として、平成6年の法改正において、日本を離れる外国人を対象に設けられた制度である。

しかしながら、脱退一時金については、在留資格に関係なく永住者も請求し得るとともに、出国形態についても限定されていないため、単純出国により永住者の在留資格を失うような場合でなくても、脱退一時金の請求は可能となっている。

そのため、帰国と再入国を繰り返すことで、何度でも脱退一時金を請求できてしまうとともに、脱退一時金を請求する以前の全ての期間が年金加入期間ではなくなってしまうなど、外国人に特有の事情を踏まえて例外的に設けられている制度であるために運用のはざままで生じているそれらの課題について、実態把握等を進めていくべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、年金の脱退一時金制度について、現状の制度運用における実態や課題を把握した上で、必要な見直しを検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		